

# 序 策定方針

---

## 1. 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が定める都市計画（市町村が都市計画決定の権限を有するもの）について、都市の将来像、土地利用、道路、公園、下水道、河川、市街地整備などの都市計画決定に関連する方針などを定めるものです。

## 2. 坂東市における策定の背景と必要性・策定意図

### 【都市計画マスタープラン策定の背景と必要性】

- ・都市計画法では、都市計画区域を有する市町村について策定が必要とされています。
- ・旧岩井市と旧猿島町の合併前に策定されたマスタープランの一体化が必要です。
- ・市が都市計画を決定する際は、都市計画マスタープランに位置づけてあることが望ましいです。
- ・都市計画が定められてから長期間が経過し、社会経済情勢に変化が見られる場合、見直しが必要です。

### 【都市計画マスタープラン策定の意図】

- ・本市における都市計画やまちづくりの方向性及び将来像を定めることで、今後は、これに基づいて整備、開発、保全を行うこととします。
- ・土地利用や各種の都市施設のほか、市民生活、産業構造、都市交通、自然的環境などに関する将来ビジョンを明らかにします。
- ・都市計画やまちづくりに関わる社会的な課題として、環境問題、都市防災、バリアフリー、景観形成、集約的な都市づくりなどに対する考え方を示す意図もあります。

## 3. 基本的な前提

### (1) 策定期間

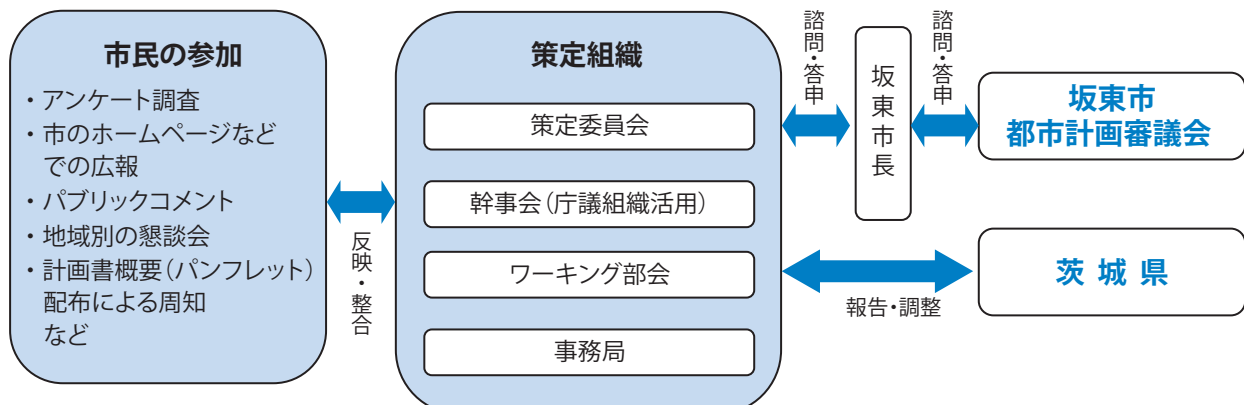
本市の都市計画マスタープランの策定期間は、2箇年（平成25年度～平成26年度）とします。

### (2) 目標年次

都市計画では長期的な目線で整備などを行うため、将来の目標をおおむね20年後としています。このため、本市の都市計画マスタープランが目標とする年次は、平成47年（2035年）とします。

### (3) 策定体制

本市の都市計画マスタープランの策定は、都市計画やまちづくりに関する意向調査などへの市民の参加を得ながら、策定委員会を中心とする策定組織において検討しました。



#### (4) 策定項目と流れ

本市の都市計画マスタープランは、つぎのような内容と流れとなっています。

